

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
喬木村	加々須(野田原・加々須・桃添)	令和3年3月26日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者不在の農業者の耕作面積の方が、野田原では1.2ha、加々須では1.0ha、桃添では2.0ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。野田原の果樹団地は、集落営農組織が担っているが、組織の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

野田原の農地利用は、中心経営体である集落営農組織の2経営体及び、認定農業者等10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

加々須の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

桃添の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹	0.4 ha	果樹	0.4 ha	野田原
認農		畜産	2.2 ha	畜産	2.2 ha	野田原
認農		水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	加々須
認農		果樹	0.4 ha	果樹	0.4 ha	桃添
認農		果樹	0.1 ha	果樹	0.1 ha	野田原
認農		水稲	1.2 ha	水稲	1.4 ha	加々須
集		果樹	1.4 ha	果樹	1.4 ha	野田原
集		水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha	野田原
到達		果樹	0.8 ha	果樹	0.8 ha	野田原
到達		果樹	0.2 ha	果樹	0.2 ha	野田原
到達		水稲・果樹	0.4 ha	水稲・果樹	0.4 ha	野田原
到達		果樹	0.8 ha	果樹	0.8 ha	野田原
到達		水稲	0.8 ha	水稲	0.8 ha	野田原
到達		果樹	1.3 ha	果樹	1.3 ha	野田原
到達		果樹	1.3 ha	果樹	1.3 ha	野田原
到達		果樹	1.3 ha	果樹	1.3 ha	桃添
計	16経営体		14.9 ha		15.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、32,019㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構と村や農業委員会などと連携し、地域内で今後発生が予想される遊休農地については面的集約を図りつつ担い手に集積する。</p>
<p>野田原果樹団地の耕作継続 構造改善により整備された団地であるが、担い手の高齢化が進んでいることから、新たな担い手へ居抜きでの引継を検討し、経営の継続を図る。</p>
<p>災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、井水組合等による見回りを行い適正な維持管理にを行うと共に、中山間直接支払交付金事業等の補助事業を活用した農業用施設の機能維持による長寿命化を図る。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)や捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>中山間直接支払交付金事業等の取組 集落が定めた協定にそって、農業用設備の保全や農地の遊休・荒廃化させないよう適切な維持管理を行う。</p>